

効果額の測定方法について

1 現状における効果額の測定方法

池田市行財政改革推進プラン(平成23年度～平成26年度)(以下「プランI」という。)における効果額は、以下の原則に基づき、測定を行っている。

【原則1】

効果額は、取組実施前の年度の決算額を基準として、毎年度決算額との対比により測定する。

具体的な効果額の測定方法は、歳出削減や歳入確保に分けて以下のとおり分類することができる。

(1) 歳出削減について

①事業の縮小や委託の場合

効果額 = 「縮小前の実施経費」と「縮小後の実施経費」との差額

例1. 平成24年度に事業を縮小した場合

縮小前	縮小後		
実施経費 1,000万円	効果額 300万円	効果額 300万円	効果額 300万円
	実施経費 700万円	実施経費 700万円	実施経費 700万円
H23	H24	H25	H26

例2. 平成24年度及び平成25年度に事業を段階的に縮小した場合

縮小前	縮小後①	縮小後②	
実施経費 1,000万円	効果額① 300万円	効果額① 300万円	効果額① 300万円
	実施経費 700万円	効果額② 200万円	効果額② 200万円
		実施経費 500万円	実施経費 500万円
H23	H24	H25	H26

②事業の委託の場合

効果額 = 「委託前の実施経費(人件費を含む。)」と「委託後の実施経費」との差額

例. 平成24年度から事業の全てを委託した場合

委託前	委託後		
実施経費 1,000万円	効果額 700万円	効果額 700万円	効果額 700万円
	委託料 800万円	委託料 800万円	委託料 800万円
人件費(※) 500万円			
H23	H24	H25	H26

(※)人件費については、実際にかかった人件費ではなく、正規職員、再任用職員、非常勤職員等の各区分の人件費の平均単価を用いて算出

③施設や事業の廃止の場合

効果額 = 廃止前の施設の管理経費（人件費を含む。（※））や事業の実施経費

例. 平成 23 年度末で施設を廃止した場合

〈廃止前〉		〈廃止後〉		
管理経費 1,000 万円		効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円	効果額 1,500 万円
人件費(※) 500 万円				
H23		H24 (経費ゼロ)	H25 (経費ゼロ)	H26 (経費ゼロ)

※直営の場合において職員が管理している場合は、人件費を含めて計算する。

(2) 歳入確保の場合

①使用料や手数料の見直しの場合

ア 効果額 = 見直し額に、実際の件数を掛けた額

又は

イ 効果額 = 「見直し後の歳入額」と「見直し前の歳入額」との差額（※）

※料金体系等や複数の区分に分かれており、見直し内容が複雑な場合は、各年度の歳入額を比較し、その差額を効果額としている。

アの場合の例

平成 25 年 4 月 1 日に証明書発行手数料を 200 円から 300 円に増額（100 円）し、証明書を平成 25 年度に 500 枚

【効果額】

平成 25 年度：50,000 円（1 通当たりの効果額 100 円×発行枚数 500 枚）

②新たな歳入確保策を実施した場合（例. 広告料収入など）

効果額 = 収入額

例. 平成 25 年度から市発行のパンフレットへの広告掲載を新たに開始し、平成 25 年度に 100 万円、平成 26 年度に 150 万円の広告料収入があった場合

【効果額】

平成 25 年度：100 万円（広告料収入額）

平成 26 年度：150 万円（広告料収入額）

③市有資産を売却した場合（例. 未利用土地や保有株式の売却など）

効果額 = 売却額

例. 平成 25 年度に市保有で未利用の土地を 3,000 万円で売却した場合

【効果額】

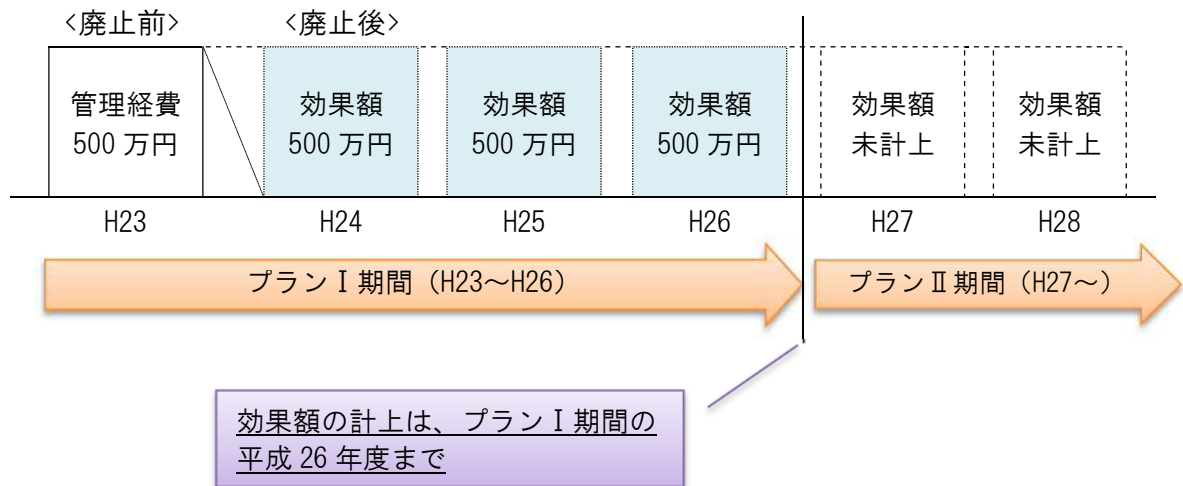
平成 25 年度：3,000 万円（売却額）

【原則 2】

行財政改革のプランの期間中における新規取組については、当該プラン期間中に限り、効果額を計上する。

プラン I 期間中に開始した取組については、改革期間の終期である平成 26 年度まで毎年度効果額を計上する。池田市行財政改革推進プラン II（以下「プラン II」という。）の期間にまたがって効果額を計上しない。

例. 平成 23 年度末に施設（管理経費 500 万円）を廃止した場合



2 今後の検討事項

【現状の課題等】

- ・「効果額」は、前述の方法による測定を原則とするものの、各取組の特性を考慮し、個別の取扱いを行うなどその測定が複雑なものとなっている。
- ・「効果額」という表現を用いることにより、「取組に係る経費を正確に除いた結果もたらされた効果に係る額」といった印象を与え、取組の特性を考慮に入れる必要性が出てくる。
- ・一方で、各取組による歳出削減又は歳入増加の規模を理解するために、「効果額」という数値が存在した方が市民にとってはわかりやすい（行財政改革推進委員会での委員の発言主旨）という点を考慮する必要がある。
- ・財政的効果による評価になじまない「質の行財政改革」に関する取組についての効果の測定方法を今後検討する必要がある。

【解決策】

(1) 「効果額」という表現を用いない場合

検討案…各取組による「歳出削減額」や「歳入増加額」という表現を用い、可能な限り決算数値によって測定することとし、測定のシンプル化を行う。

- ①歳出削減額：取組開始前の年度と取組開始後の年度との歳出決算数値の比較
- ②歳入増加額：取組開始前の年度と取組開始後の年度との歳入決算数値の比較

(2)「効果額」という表現を継続して用いる場合

以下の2点を検討事項とし、その考え方を整理する。

①市有資産の売却について

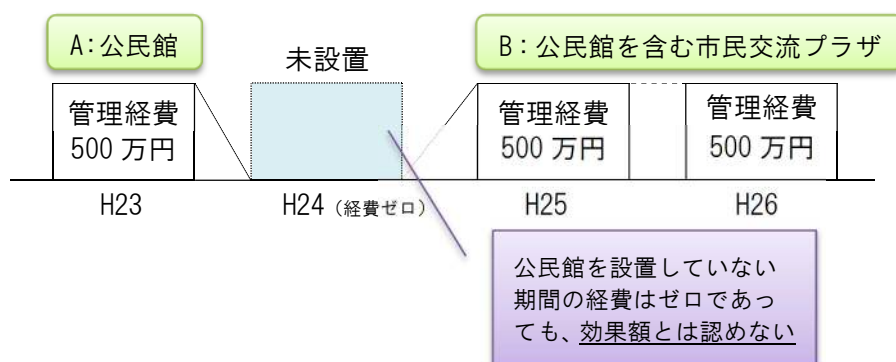
検討案…売却の際の諸費用（売却資産の鑑定料、建物の解体費用等）を売却額から除いた額を効果額とする。

②事業や施設の廃止について

検討案…事業の廃止の際、既に他の事業への継続性や新規事業との関連性によって効果額の計上の有無を判断しているが、その考え方を以下のとおり整理し、取扱いを徹底する。

ア 既存A事業を廃止することが新規B事業を実施するための必須条件となっている場合は、A事業の廃止に伴う歳出削減があったとしても、それを効果額とは認めない。

例. 平成23年度末で公民館を廃止。平成25年度に公民館を含む市民交流プラザとして整備した場合



イ 「既存C事業の廃止」と「新規D事業の実施」との間に直接の関連性がない（既存C事業の存続・廃止にかかわらず新規D事業を実施する）場合は、C事業の廃止に伴う歳出削減額を効果額として計上する。

例. 平成23年度末で公民館を廃止、平成24年度に体育館を整備した場合

